

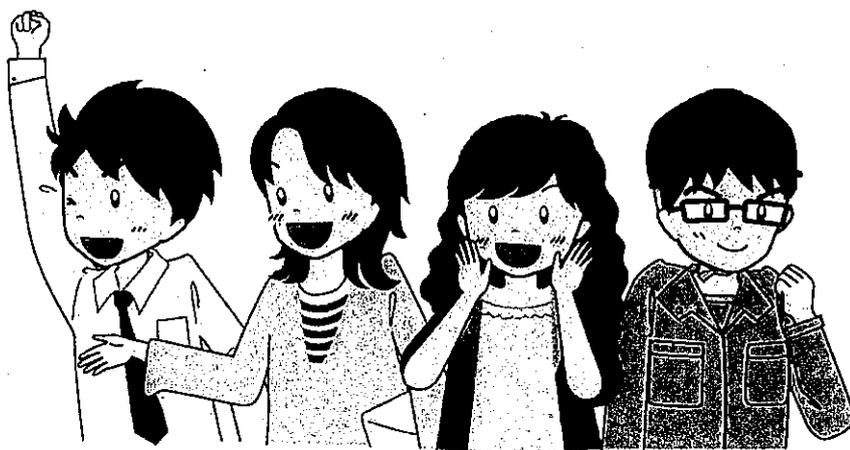
注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

平成24年3月	策定
平成27年3月	改訂
平成30年3月	改訂

改訂素案

とっとり若者 自立応援プラン

みんなで支える若者の巣立ち！
改訂版



平成30年3月
鳥 取 県

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 とっとり若者自立応援プランとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 今後の取組に向けた推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 施策の展開

- 1 子ども・若者の巣立ちを応援
 - (1) 職業生活のスタートを応援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備・・・・・・・・ 8
 - (3) 互いに支え合う関係づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (4) 心身ともに健やかな成長を促す環境づくり
被害者にも加害者にもならないための支援・・・・・・・・ 15
- 2 困難な状況からの自立
 - (1) 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援・・・・・・・・ 20
 - (2) 支援の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【資料編】

- 各種法令等による子ども・若者の年齢区分・・・・・・・・ 29
- ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者に関する主な相談機関・ 30

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

第1章 計画の改訂にあたって

1 とっとり若者自立応援プランとは

(1) 改訂の経緯

「とっとり若者自立応援プラン」(以下「プラン」という。)は、青年期以降の課題について県の取組方針を明らかにするため、平成24年3月に策定し、平成27年3月に改訂したものです。このプランの計画期間であった3年経過することから、平成28年7月に県内の児童・生徒とその保護者、青年を対象とした「鳥取県青少年育成意識調査」(以下「意識調査」という。)を実施しました。

平成28年度鳥取県青少年育成意識調査

<調査方法>

無作為抽出した県内在住の小学2年、小学5年、中学2年、高校2年、左記学年の保護者、青年(19~29歳)、合計5,388名を対象に調査票を配布・回収

<調査内容>

生活習慣、家庭・家族、学校生活、友人関係、地域とのかかわり、進路・職業観、心の状態、非行・被害など

<調査結果>

鳥取県公式ホームページ(とりネット)に掲載

URL：<http://www.pref.tottori.lg.jp/269058.htm>

この意識調査等から明らかになった現状・課題を踏まえて、この度プランの改訂を行いました。

(2) プランの期間

このプランの期間は、平成30年度から34年度までの5年間とします。

(3) プランの性格・位置づけ

このプランは、鳥取県の将来ビジョン、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画、鳥取県子どもの貧困対策推進計画などの関連計画と整合するよう策定しています。

また、このプランは、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。

(4) プランの対象

このプランが対象とする範囲は、概ね10~20歳代までのすべてのかた及び30歳代であって経済的、社会的自立に困難を有するかたとします。

また、子ども・若者の呼称・年齢区分は法令や施策等により様々であることから、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語も使用しています。

<資料 各種法令等による子ども・若者の年齢区分 参照>

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

2 基本的な考え方

鳥取県は、人と人、人と地域の結びつきが強く、「顔が見える関係」が残っています。また、子ども・若者を支援する関係機関も、コンパクトな県であることから「顔が見える関係」を築きやすい条件にあります。

こういった鳥取の特性や強みを積極的に活用し、鳥取らしい子ども・若者が社会へ巣立ち、羽ばたくことのできる環境を目指します。

(1) 経済的、社会的自立のできるたくましい子ども・若者の育成

○職業生活のスタートを応援するため、若者の就職等に向けての意識、能力の向上と雇用機会の確保を目指します。

○子ども・若者が芸術、文化、スポーツなど様々な事柄について伸び伸びと挑戦し、体験を積むことのできる環境を目指します。

○社会に関わりながら様々な体験を積むことにより、子ども・若者が地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組みやすい機会や環境が整備された状態を目指します。

○子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、被害者にも加害者にもならず安心して生活できる環境の整備を目指します。

(2) 困難な状況にある子ども・若者が安心して相談できる相談機能の充実・整備

○貧困、不登校・ひきこもりなど様々な困難な状況にある子ども・若者が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を目指します。

○困難な状況にあるときに、年齢や状況に応じて適用される制度や法律が切り替わっても、適切な支援を途切れずに受けられる状態を目指します。

3 今後の取組に向けた推進方策

(1) 推進体制

このプランに基づき、子ども・若者の成長と自立を応援します。

「鳥取県青少年問題協議会」など、子ども・若者の成長と自立にかかわる関係者の意見を取り入れながら、プランを推進していきます。

子ども・若者の成長と自立の応援にかかわる県の組織が部局横断的に連携を図り、施策間の整合性を図りながら、民間や国の組織とも協力して施策を実施します。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(2) 点検・評価

取組の方向性について、定期的にその進捗状況を点検・評価し、その結果に基づき、必要な見直しを行います。

今後、平成34年度までの5年間を目処として、第2章に記述した「現状と課題」を踏まえて方向づけた取組を推進し、把握が難しい困難な状況にある子ども・若者の状況についても実態の把握に努め、必要な見直しを行います。

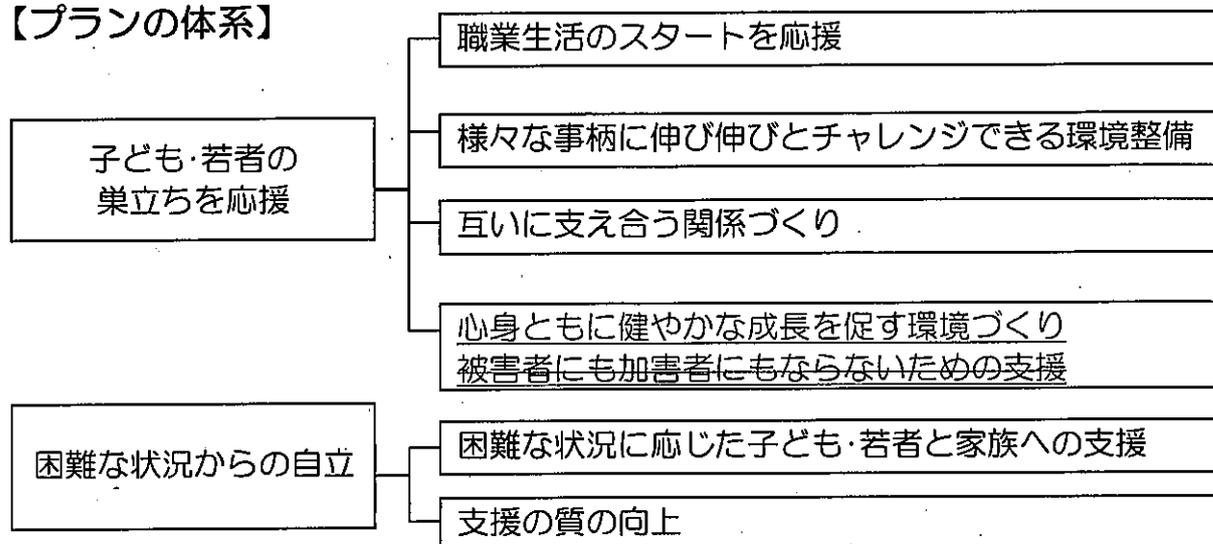
注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

第2章 施策の展開

【基本理念】

人と人、人と地域の結びつきが強い鳥取県の特長や強みを活かし、子ども・若者が社会に巣立ち、羽ばたくことのできる環境を目指します。

【プランの体系】



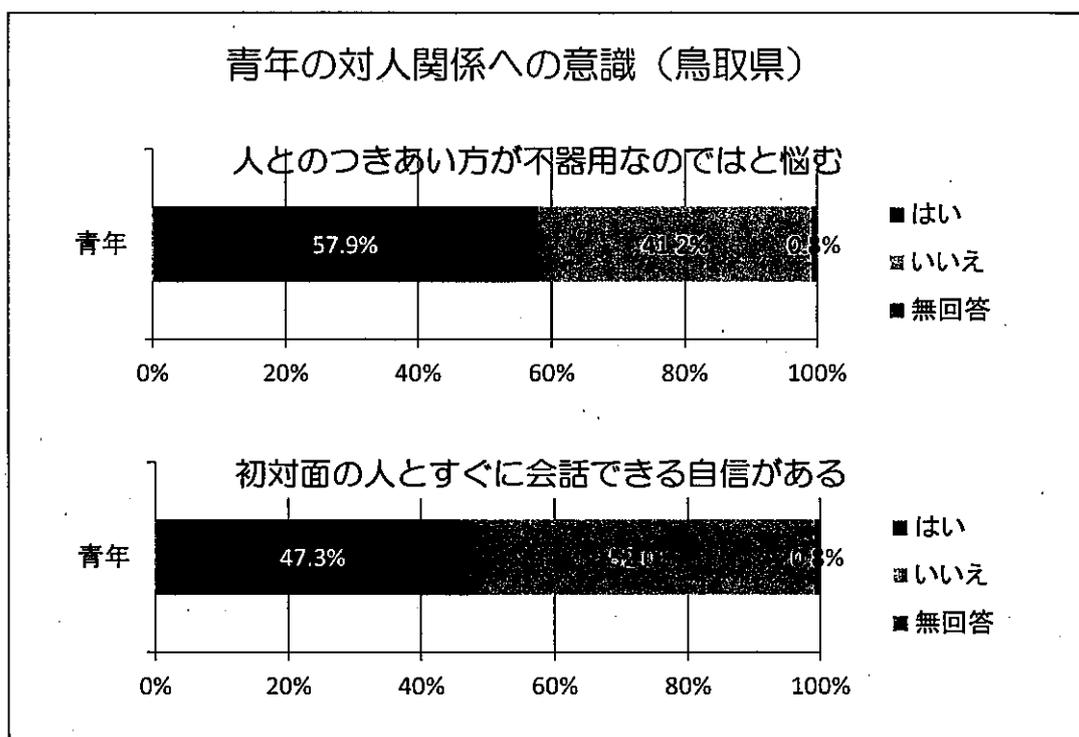
注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

1 子ども・若者の巣立ちを応援 (1) 職業生活のスタートを応援

ア 現状・課題

(ア) 社会で必要なコミュニケーション能力

意識調査によると、中学2年・高校2年の約4割、青年の約6割が「人間関係・雰囲気の良い職場」で働きたいと希望しています。また、同じく意識調査によると、「人とのつきあい方が不器用」と悩んでいる青年の割合は約6割に上り、一方、「初対面の人とすぐに会話できる自信がある」人は青年の半数以下でした。



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

一方、新規学卒者の選考に当たり重視している点として「コミュニケーション能力」「協調性」等を重視する企業の割合が高くなっています（※1）。そうしたことから、人間関係を築く基本であるコミュニケーション能力の向上が課題だと考えられます。

※1 一般社団法人日本経済団体連合会「2016年度新卒採用に関するアンケート調査結果」。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(イ) 若者の労働に関する意識

高校、大学等の卒業後、3年以内に離職する割合は約4割で、全国平均を上回る状況にあります(※1)。

新規高等学校卒業者の離職理由としては、仕事内容と不適合(ミスマッチ、認識不足)が21.4%と、自己都合(24.7%)に次いで2番目に多くなっています(※2)。

また、企業から見た場合、若者の労働に関する意識について「企業から期待されることを理解していない」「働くことのイメージを持っていない」といった意見があります。

離職率を下げるためには、「雇用のミスマッチ」の解消や労働環境の向上が課題と考えられます。

また、意識調査によれば、若者は仕事に対して多様な意識を持っています。青年に対して職業選択の基準を尋ねたところ、「収入」「雇用の安定性」「人間関係」「知識や技術を活かせる」「世の中のためになる」等様々な要素が回答されました。こうした若者のニーズと企業をつなぐ、地域の実情を踏まえた就業支援が求められています。

一方で、起業を支援する制度(※3)や組織が充実するなど、若者にとって起業へのハードルが下がっており、選択肢として考える若者もいます。

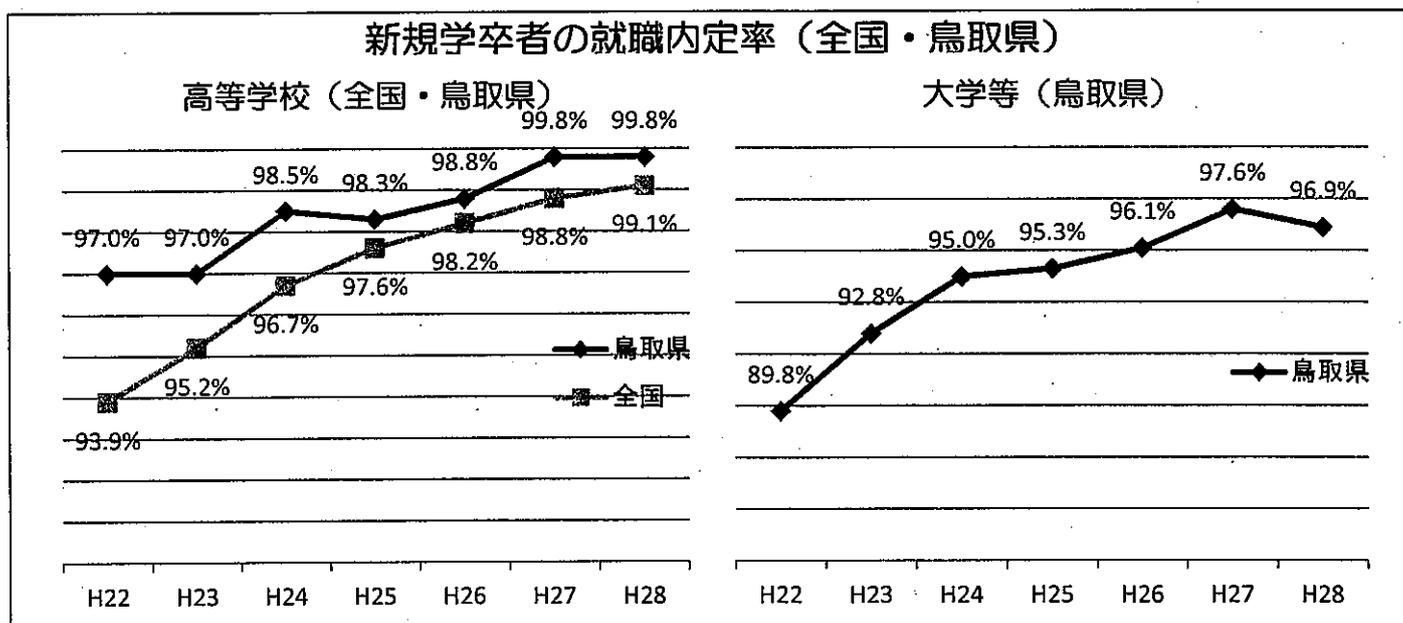
※1 鳥取労働局調べ(平成29年9月新規大学等卒業者在職機関別離職状況)

※2 平成27年3月(平成26年度)新規高等学校卒業者の県内就職者の1年後の離職状況、県教育委員会事務局高等学校課調査

※3 一例として、経済産業省の「若者・女性/シニア起業家支援資金制度」では新規開業しておおむね7年以内の若者に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資が行われている。(平成29年度現在)

(ウ) 雇用環境

新規学卒者の就職内定率は、高卒・大卒とも9割を超えているものの、15～24歳の非正規雇用の割合が4割を超え、若者が経済的に自立するには厳しい環境となっており、雇用機会の確保が課題と考えられます。



資料：鳥取労働局調べ(平成28年度)

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

イ 取組の方向性と取組施策

若者の就職等に向けての意識、能力の向上と雇用機会の確保を目指します。

(ア) コミュニケーション能力の向上

【取組の方向性】

良好な人間関係を築くために必要なコミュニケーション能力の向上に資するよう、幼少期から家庭、地域、学校等で多様な人間関係や体験的活動が経験できるよう支援の充実を図ります。

【取組施策】

- 体験活動の推進
 - ・地域・学校などで様々な体験活動ができるよう、環境の整備や子どものための体験活動を行う団体を支援
- 大人からの働きかけの推進
 - ・青少年育成鳥取県民会議など青少年育成団体による啓発や、地域におけるあいさつ、声掛けなど大人からの働きかけの推進

(イ) 「雇用のミスマッチ」の解消

【取組の方向性】

企業が必要とする人材や雇用の条件と若者の希望が合わないことが、若者の早期の離職の原因のひとつであるため、雇用のミスマッチを招く「働くことに関する具体的な情報の不足」や、ミスマッチを助長する「職業観が確立していない」「自分に期待されるものが分からない」「職業意識の低下」などの事柄を解消する取組を推進します。

【取組施策】

- 人材育成の推進
 - ・地域産業のニーズを踏まえて産業人材育成センターによる職業訓練等を行い、県内産業を支える産業人材育成を推進
- 情報提供による就職支援の推進
 - ・企業説明会の実施や県外進学者への就職情報の発信
 - ・県立ハローワークを通じた就職情報の提供
- キャリア教育の推進
 - ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、キャリア発達(※1)を促すよう様々な教育活動を通して、基礎的・汎用的能力を中心に育成する。
 - ・児童生徒が、進路選択について主体的に取り組むことができるように、将来進む可能性のある仕事や職業を試行的に体験する機会及び企業見学、講演会等を推進
 - ・インターンシップ(※2)の実施等、県内企業における高校生や大学生等の人材育成・確保を支援

※1 キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

※2 インターンシップとは

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

生徒・学生が在学中に自らの学習内容や専攻、将来の進路等に関連した就業体験を行うこと。

(ウ) 労働環境の向上

【取組の方向性】

長く働き続けるために、雇用主と労働者や関係機関が一体となって、働き方・雇い方のルールを守る雇用環境の整備を図り、あわせて、職場での困りごとやワークルールについて相談できる場の確保を図ります。

【取組施策】

●雇用環境の整備

- ・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の派遣による中小企業への労務管理等のアドバイス実施や労働セミナー開催、労働問題に関するハンドブックの作成・配布による働きやすい職場づくりへの啓発活動の実施

●相談機関の確保

- ・中小企業労働相談所（愛称：みなくる）の設置と広報

(エ) 雇用機会の確保（若者に寄り添った就業支援）

【取組の方向性】

ライフスタイルに合ったいろいろな働き方が選択できるよう、それぞれの実情を踏まえたきめ細やかな雇用のマッチングを行い、若者の就業を支援します。また、あらゆる分野で雇用の場の確保を図り、正規職員採用が促進されるよう努めるとともに、若者の職場定着を支援します。

【取組施策】

●就労先の創出

- ・企業立地の推進など雇用創造に結びつく事業を展開
- ・企業や青年中央会等と意見交換を行うなどして理解を求めたり、働きかけを行ったりし、多様なニーズに対応した就労の場を確保

●就職活動への支援

- ・ハローワークの利用促進

●若者の就職相談と職業紹介

- ・県立ハローワークを設置し、専門の支援員が正社員を目指す若者の就職活動を応援。就職情報の提供や企業見学、応募書類の作成や面接対策など就職から就職後の悩み相談まで一貫支援

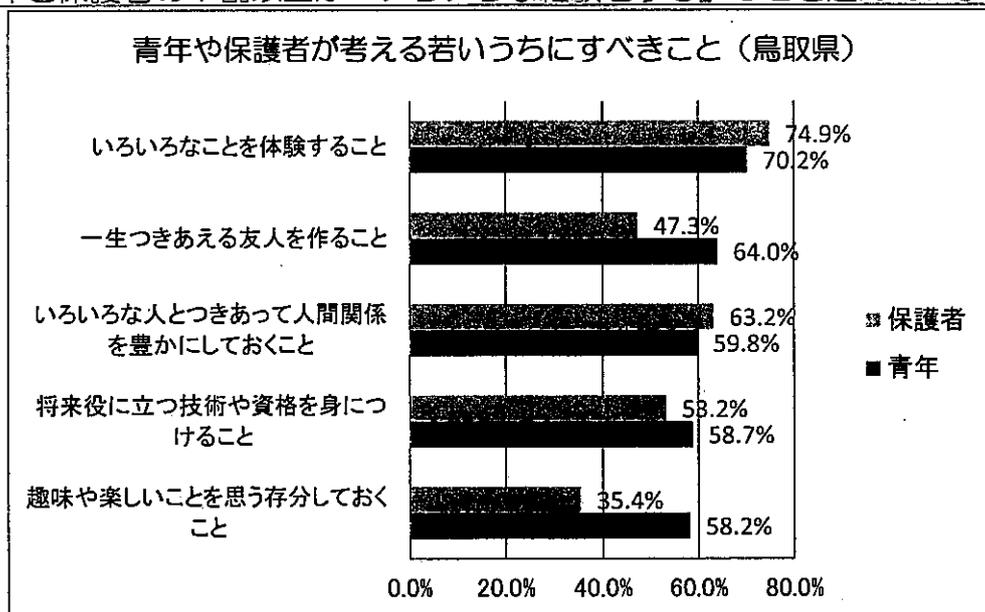
注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

1 子ども・若者の巣立ちを応援 (2) 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる 環境整備

ア 現状・課題

(ア) 子ども・若者の体験活動等と自立

意識調査によれば「これだけは若いうちに是非やっておくべき」こととして、青年と保護者の7割以上が「いろいろな経験をする」ことを選んでいます。



※複数回答、20の選択肢から上位の5項目を抽出

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

また、自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感が高い傾向にあるという調査結果(※)からも、様々な体験活動ができる環境の整備が課題と考えられます。

※ 『『青少年の体験活動等に関する実態調査報告書』平成24年度調査』（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

(イ) 未来を切り拓く力

グローバル化が進む社会においては、語学力に加え、多様な文化的背景を理解し、チャレンジ精神を持って国際的に活躍できる人材が求められています。

また、日々進展する情報化社会に対応する高度ICT（情報通信技術）人材や、科学技術で次世代をリードするイノベーション人材の育成も必要とされます。

平成32年に開催される東京オリンピックや、その後のスポーツ界で活躍する次世代アスリートや、新進芸術家等の輩出も期待されます。

子ども・若者の優れた特性や能力を伸ばすことは、自身の成長だけでなく、周囲や地域の振興にも大きな波及効果があるものと考えられます。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が芸術・文化・スポーツなど様々な事柄について伸び伸びと挑戦し、体験を積むことのできる環境を目指します。

(ア) 鳥取の良さを生かした、伸び伸びとチャレンジできる環境整備

【取組の方向性】

鳥取の豊かな自然の中で行えるアウトドアスポーツや自然体験をはじめ、多様なスポーツ、文化、芸術、交流、地域づくり、環境配慮活動等、多様な活動が行える場や機会、情報の提供に取り組みます。また、子ども・若者が自由な発想で主体的に活動できる環境の整備に取り組みます。

【取組施策】

●活動機会、場所の提供

- ・地域で子ども・若者が自主的に集い様々な活動に伸び伸びと挑戦できる居場所の整備（スケートボード場）
- ・音楽、舞台芸術、美術など芸術に関する活動が行える場や発表の機会、情報の提供（とりアート、ジュニア県展など芸術活動の支援の充実）
- ・まんが王国とっとりならではのマンガ、アニメ、映画などのポップカルチャー(※)に関する活動が行える場や発表の機会、情報の提供（マンガやアニメなどの創作や発表の機会を充実）
- ・地域・学校などで様々な体験活動ができるよう、環境の整備や子どものための体験活動を行う団体を支援

●情報の収集と発信

- ・子ども・若者が中心となって行う活動や、子ども・若者を対象としたイベントの情報等を幅広く収集
- ・子ども・若者の活動に関する情報や、自然や食を含めた鳥取の魅力ある資源や環境に関する情報を積極的かつ効果的に発信

※ ポップカルチャーとは

一般市民による日常の活動で成立している文化。大衆文化。具体的には、アニメ、マンガ、ゲーム、ファッションや映画等。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(イ) 鳥取から未来を切り拓く若者を応援

【取組の方向性】

鳥取から世界に羽ばたき、鳥取と世界の架け橋となることができる国際的な人材を育成するため、語学力、コミュニケーション能力、チャレンジ精神等を培う教育を推進するとともに、多様な文化に触れることのできる環境を整えます。

また、理数好きな子どもの裾野を拡げ、才能を見いだし伸ばす施策を実施し、科学技術・情報通信等の分野で世界をリードする若者を育成・支援します。

さらに、国際的に活躍する次世代のアスリートや新進芸術家等の育成を図ります。

【取組施策】

●世界的に活躍するグローバル人材の育成

- ・国際交流による異文化コミュニケーションの機会を確保
- ・語学力とともに、幅広い教養、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来様々な分野において国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成

●次世代をリードする高度ICT人材、科学技術イノベーション人材の育成

- ・小中学校におけるプログラミング教育の推進
- ・科学の基礎を親子で楽しみながら学ぶ体験型ワークショップ等を開催

●トップレベルで活躍する次世代アスリートの養成

- ・子どもの心身の発達過程において多様な運動スキルの習得に最適な「ゴールデンエイジ(9～10歳)」の子どもを対象に多種目体験を提供し、適正な競技種目のマッチングを支援することで、次世代のトップアスリート発掘を目指す

●アートの未来を塗り替える新進芸術家の養成

- ・県内の若手クラシックアーティストを選抜して支援

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

1 子ども・若者の巣立ちを応援 (3) 互いに支え合う関係づくり

ア 現状・課題

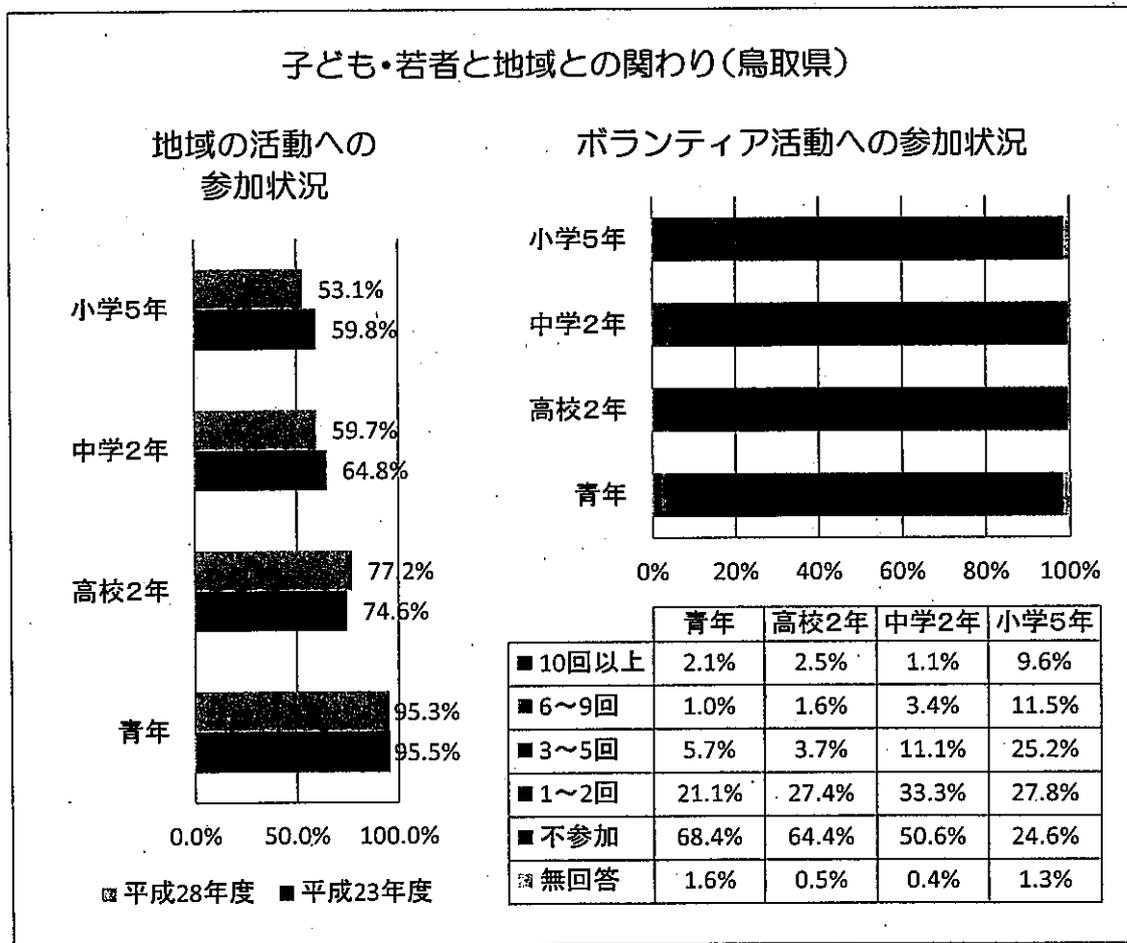
(ア) 地域での活動やボランティア

地域を支える人財となるには、地域で行われる行事やボランティア活動などを通じて、様々な体験を積み、地域の大人や同世代の友人との絆を深めることが必要と考えられます。

地域活動への参加状況について、意識調査によれば、県内の子ども・若者の6割～9割が「地域の活動への参加経験がある」と回答しています。また、経年変化を見ると、地域活動に参加経験がある割合は概ね増加しています。

また、1年間に1回以上ボランティア活動に参加した割合は、小学5年の約7.5割、中学2年の約5割、高校2年の約3.5割、青年の約3割でした。地域活動、ボランティア活動とも、年齢が上がるにつれて参加率が低下する傾向にあります。

子どもから若者まで、地域活動やボランティアに参加しやすい環境を整えることが求められています。



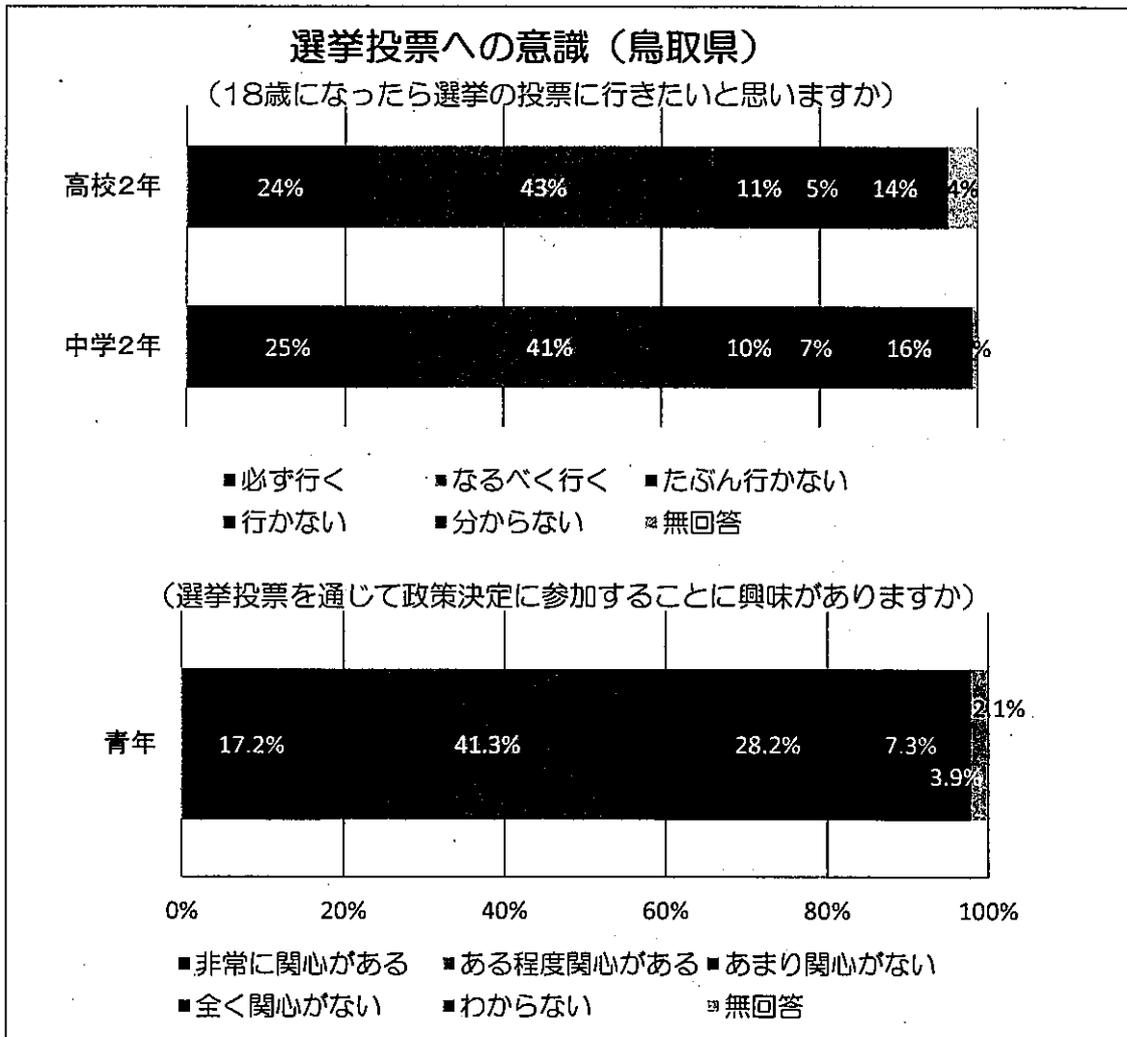
資料：「鳥取県青少年育成意識調査」(平成28年度 鳥取県)

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(イ) 地域の将来を担う有権者として

選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。少子高齢化が進む中、若い世代の声を地域に反映させるために、若者が有権者として、地域の事柄を決定する過程に携わることが求められています。

意識調査によれば、中学2年、高校2年の7割弱が「18歳になったら選挙の投票に行く（必ず行く＋なるべく行く）」と答えています。また、青年の6割弱が「選挙を通じた地域の政策決定に関心がある（非常に関心がある＋ある程度関心がある）」と答えています。子ども・若者の有権者としての意識を高めるため、主権者教育を充実することが大切です。



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が、社会に関わりながら様々な経験を積むことにより、地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組むほか、有権者として行動する環境の整備を目指します。

(ア) 地域活動やボランティアなどの活動に取り組みやすい環境整備

【取組の方向性】

子ども・若者の地域活動を指導し、支える大人の活動を支援します。

また、すべての子ども・若者に多くの分野のボランティア情報を提供し、マッチングを推進します。

【取組施策】

●情報の提供、マッチングの推進

- ・ボランティア情報の横断検索と、ボランティアを求める側が広く募集できるデータベースを整備（「鳥取県ボランティア総合情報サイト『ボランティアとり』、鳥取県ボランティア・市民活動センター（鳥取県社会福祉協議会）『とっとりボランティアバンク』）

●活動への支援

- ・地域の活動やボランティアを総合的に支援する体制の整備（公益財団法人とっとり県民活動活性化センター、鳥取県ボランティア・市民活動センター（鳥取県社会福祉協議会）等）
- ・子ども会、伝統芸能保存会など、子ども・若者の地域での活動を指導し、支える団体を支援

(イ) 主権者教育の推進

【取組の方向性】

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、若者が、自らが暮らしている地域の在り方を踏まえ、地域社会の担い手として、公共の精神を育み、行動につなげていくことができるよう、主権者教育に努めます。

【取組施策】

●学校等における主権者教育

- ・県内の高等教育機関や公私立学校が実施する主権者教育に関する講演会、座談会、討論会等の実践的な主権者教育を支援

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

1 子ども・若者の巣立ちを応援

(4) 心身ともに健やかな成長を促す環境づくり

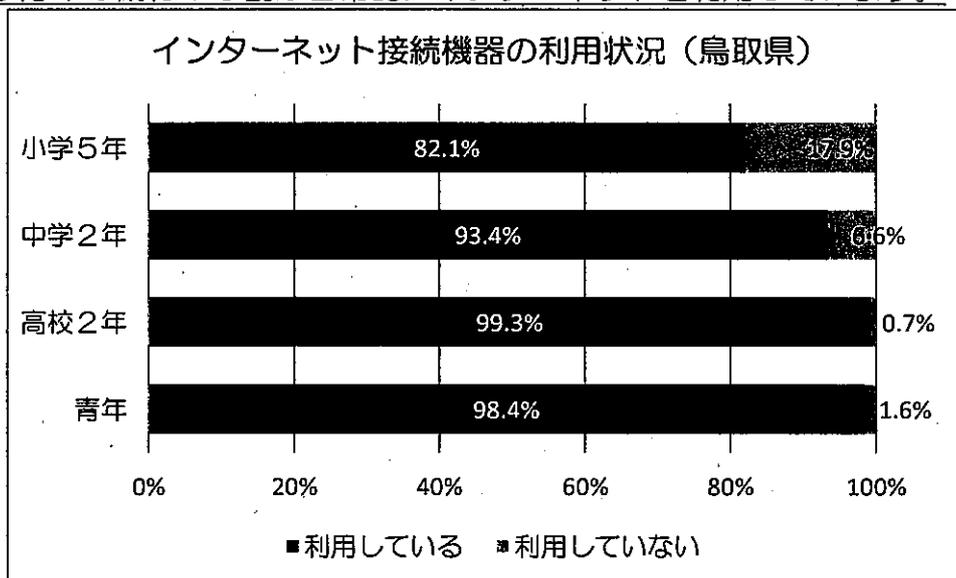
被害者にも加害者にもならないための支援

ア 現状・課題

(ア) インターネットの利用環境

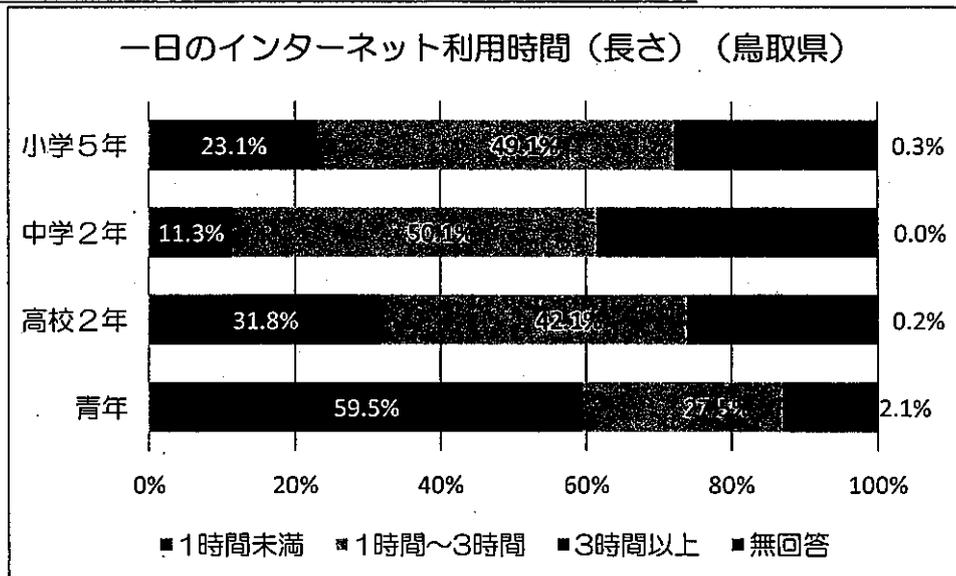
スマートフォンや携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー等、インターネットに接続可能な機器が急速に普及し、インターネットを利用する子ども・若者が増加しています。

意識調査によると、県内の小学5年生の8割、中学2年生の9割、高校2年生及び青年の概ね10割が日常的にインターネットを利用しています。



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

また、一日に3時間以上インターネットを利用する割合は、小学5年の1割、中学2年の2.5割、高校2年の4割に上っています。



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

一方で、コミュニティサイトを通じて被害にあった児童（満18歳に満たない者）のアクセス手段の約9割がスマートフォンという状況（※1）がある等、インターネットの利用が深刻な犯罪につながることが危惧されます。

また、子ども・若者の間にSNSの利用が急速に拡がる中、SNSを利用して特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われる「ネット上のいじめ」も大きな問題となっている等、インターネットの利用の仕方によっては被害者にも加害者にもなってしまう危険があります。

こうした危険を防ぐ取組として、ペアレンタルコントロール（※2）を普及させるとともに、子どもにマナーや情報モラルを教えるなど、インターネットの安全な利用について啓発していく必要があります。

※1 平成28年度警察庁調べ

※2 ペアレンタルコントロールとは（鳥取県青少年健全育成条例第12条の2）

青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が次に掲げる措置をとること

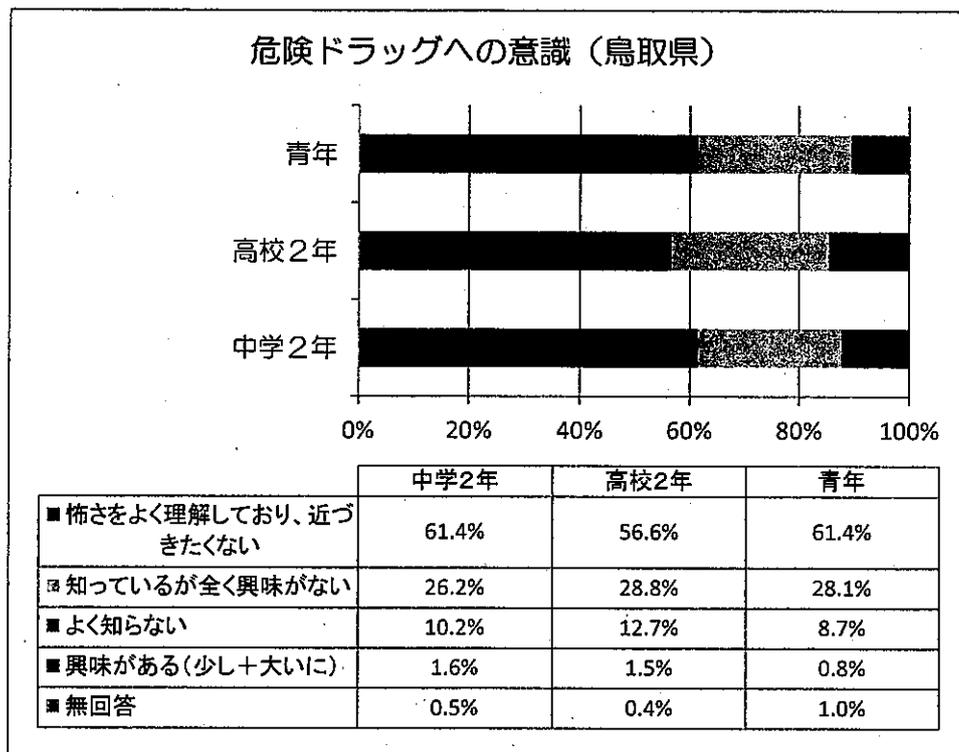
- (1) インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。
- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- (3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧や視聴を防止すること。
- (4) その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置

(イ) 薬物乱用

鳥取県では鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例により、合法ハーブなどと称して販売されてきた危険ドラッグについて、麻薬・覚醒剤などと同程度に興奮や幻覚などの作用があり、健康被害を及ぼすものを「危険薬物」として、使用、販売等を禁止しています。

意識調査によると、危険ドラッグについて「怖さをよく理解しており、近づきたくない」「知っているが全く興味がない」との回答が約9割、「よく知らない」との回答が約1割であった一方、「興味がある」との回答も1～3%程度ありました。近年若年層の大麻乱用が増加傾向にあることから、覚醒剤や大麻等も含め、薬物乱用の有害性・違法性についての注意喚起・普及啓発を強化していく必要があります。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

（ウ）児童虐待

児童虐待の背景としては、経済的困窮に加えて、DV、親の精神疾患等の問題を複合的に抱えている世帯の増加、さらには虐待の連鎖も加わっているものと考えられます。

今後も児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要があります。また、児童相談所、市町村、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要です。

（エ）消費生活上のトラブル

本県では、20歳代までの子ども・若者から、「アダルト、有料動画サイトからの料金請求等」、「プロバイダ契約等」、「多重債務相談等」を中心に180件もの消費生活上のトラブルに関する相談が県消費生活センターに寄せられています(平成28年度相談件数)。

引き続き、消費者教育を推進していくことが必要だと考えられます。

（オ）交通安全

本県では鳥取県支え愛交通安全条例を制定し、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者の交通安全の確保に向けた機運の醸成を図り、交通事故のない鳥取県の実現を目指しています。

交通事故では、子ども・若者が被害者となるだけでなく、自動車・自転車運転中に加害者になってしまうケースもあります。自転車利用者が主な原因となる交通事故も発生しており、自転車が無秩序に歩道を通行したり、一時停止を守らないなど、ルールを無視した利用も懸念されます。

交通事故の防止のためには、交通安全意識を普及させるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進することが重要です。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(カ) 様々な不審者事案や犯罪

子どもに「お菓子をあげる、車に乗せてあげる」などと言って誘ったり、女性に卑猥な言葉をかけたり、つきまとったりするなどの誘拐事件や性犯罪等の前兆と思われる事例が後を絶たない状況にあります。

(キ) デートDV

内閣府の調査(※1)によると、10歳代、20歳代の頃に交際相手がいいた(いる)という人のうち、当時の交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされたことが『あった』という人が、女性19.1%、男性10.6%ありました。思春期や青年期などの若い恋人の間でもDV(※2)(デートDV)が発生しており、若年者に向けたDV(デートDV)の防止啓発の取組の充実が必要です。

※1 男女間における暴力に関する調査(平成27年内閣府男女共同参画局)

※2 DVとは ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力。

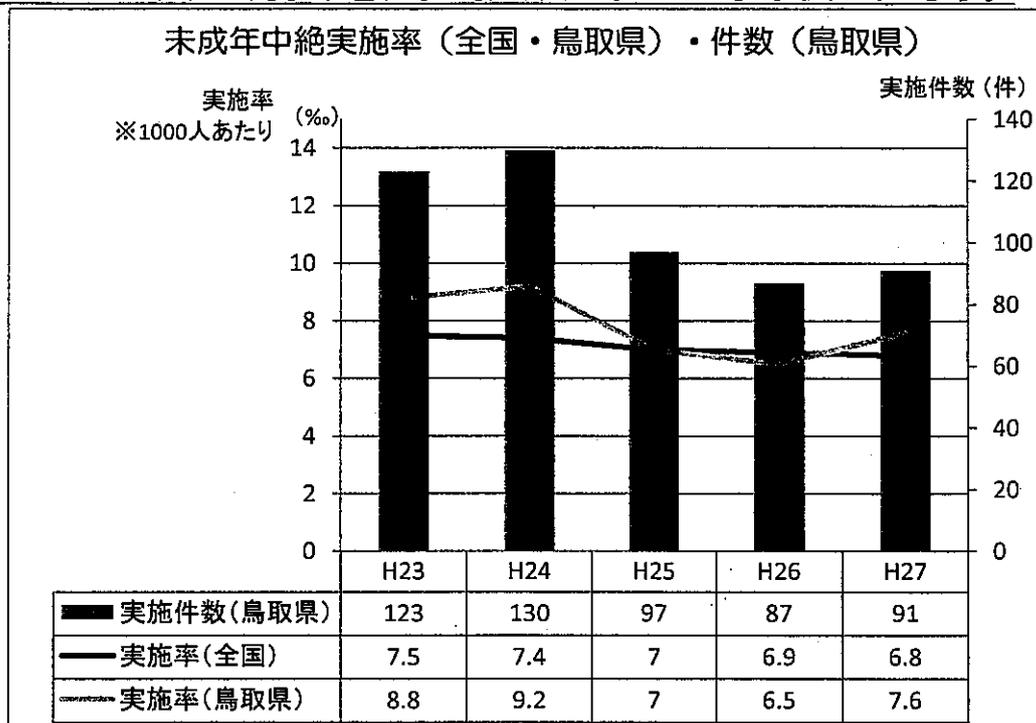
(ク) 労働関係トラブル

鳥取県中小企業労働相談所(愛称：みなくる)に寄せられる労働相談の件数は年間2000件を超える高止まりの傾向にあります。近年の若者の相談では、労働条件やルールについての理解が不十分なために、安易に仕事を辞めるなどの事例が多くなっています。その他賃金・労働条件等をめぐるトラブルなど今後も増加することが予想されますので、引き続き相談体制の充実や事業所内での研修が必要です。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(ケ) 妊娠・出産に関する課題

鳥取県の未成年人口妊娠中絶実施率（女子人口千対）は 7.6 と、全国平均（6.8）と比べて高くなっています。現在、子ども若者は性に関する様々な情報に容易に触れることができる環境にあります。健やかな妊娠・出産を向かえるために、性に関する適切な知識を伝えることが求められています。



資料：「平成27年度衛生行政報告例」（厚生労働省）
「平成27年人口動態統計」（鳥取県）

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が安全に暮らすための知識を身に付けるとともに、安心して生活できる環境の整備を目指します。

(ア) 啓発による子ども・若者の被害・加害の防止

【取組の方向性】

子ども・若者本人はもちろん、保護者に対しても、危険に関する事柄や安全に生活するために必要な事柄に関して、また、人権や性に関して理解を深めるための教育・研修・情報提供を進め、トラブルの未然防止を図ります。

【取組施策】

- インターネット上の危険への対策
 - ・ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する講演会などの実施
 - ・関連機関が連携し、店舗や街頭におけるペアレンタルコントロールの周知・促進活動の実施
 - ・学校教育における情報モラル（メディアリテラシー）に関する学習
 - ・講師派遣によるPTAや地域の大人を対象とした研修会の実施
- 薬物乱用防止
 - ・学校等での出前講座の開催
 - ・県内の若者向けにインターネット広告を実施
 - ・啓発用動画を作成し、免許センター、学校等へ配布
- 児童虐待防止
 - ・児童虐待の予防、早期発見に向けた効果的な啓発活動の実施
- 消費者教育の推進
 - ・消費者教育を学校や関係機関が一体となって推進するための計画を策定
 - ・県内高等教育機関と連携し消費者問題に関し専門的な講座を実施
 - ・学校等に講師を派遣し、消費者トラブル防止のための授業を実施
- 交通安全対策
 - ・警察本部・各警察署等による交通安全（安全な歩行、自転車・自動車の安全運転）などの指導の実施及び県警ホームページによる情報提供
- 様々な不審者事案や犯罪の被害防止
 - ・県、警察本部のホームページ等を通じた不審者情報や防犯対策等のお知らせ
- デートDVの防止
 - ・高等学校等におけるDV予防啓発支援員によるデートDV防止啓発の出前講座の実施
 - ・地域や職場で行われる研修などに、DV予防啓発支援員や婦人相談所職員などを講師として派遣
- 健やかな妊娠・出産を応援
 - ・思春期教育、妊娠・避妊・婦人科疾患等に関する健康相談・出前講座を実施
 - ・課題を抱えた妊婦等が利用しやすい相談窓口設置やインターネットの利用を意識した相談窓口、支援内容の周知

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

●共通

- ・街頭啓発や、様々なメディアを使った啓発の実施

(イ) パトロールなどによる子ども・若者の被害・加害の防止

【取組の方向性】

防犯ボランティア団体などが行う自主防犯パトロール活動や、少年補導センターによる街頭補導を推進します。また、インターネット上のトラブルを防止するための監視を実施します。

【取組施策】

- 地域で行う防犯パトロールの実施
 - ・青色防犯パトロール、登下校の見守り活動等の支援
- インターネット上のパトロールの実施
 - ・インターネット上のトラブルを防止するため、児童生徒の書き込みを監視（ネットパトロール）し、不適切な書き込み等を学校に情報提供

(ウ) 環境整備による子ども・若者の被害の防止

【取組の方向性】

子ども・若者の被害防止に向けた環境整備を推進します。

【取組施策】

- 鳥取県青少年健全育成条例に基づく有害環境の実態把握
 - ・青少年健全育成協力員による、青少年にとっての有害環境の実態把握
 - ・カラオケボックス・インターネットカフェ等の深夜営業施設や、インターネット接続機器の販売事業者、携帯電話ショップ、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等への職員による立入調査の実施
- ペアレンタルコントロールの推進
 - ・鳥取県青少年健全育成条例に基づき、インターネット接続機器販売店によるペアレンタルコントロールの必要性等に関する説明定着の促進
 - ・関連機関が連携し、店舗や街頭におけるペアレンタルコントロールの周知・促進活動の実施（再掲）
- 薬物乱用防止
 - ・鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、「危険薬物」の使用、販売を禁止
 - ・危険ドラッグが県内で流通しないための監視及び規制の強化（危険ドラッグのネット販売業者に対し、鳥取県内への販売を行わないよう申し入れを実施）
 - ・立入調査の実施
- 児童虐待防止
 - ・児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制強化及び専門性の向上
 - ・支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の必要な支援を実施
 - ・児童相談所、市町村要保護児童対策地域協議会、保健センター、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びに婦人相談所その他の関係機関との連携を強化

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

●労働関係トラブルの防止

- ・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）における労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の派遣による中小企業への労務管理等のアドバイス実施や労働セミナー開催による働きやすい職場づくりへの啓発活動の実施（再掲）

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

2 困難な状況からの自立

(1) 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援

ア 現状・課題

(ア) 子どもの貧困

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき策定する「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に沿って、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう関係機関が連携し、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

(イ) ニート

労働力調査(※1)では、若年無業者(※2)(いわゆるニート)の数は全国に約57万人と推計されています。

ニート状態にある人が求職活動をしない理由としては、「知識・能力に自信がない」「探したが見つからなかった」「希望する仕事がありそうにない」の回答が多くみられ(※3)、就業支援に向けた多面的な支援が必要です。

※1 労働力調査(平成28年平均、総務省統計局)

※2 若年無業者とは(就業構造基本調査における定義)

15～34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者(非求職者)及び②就業を希望していない者(非就業希望者)

※3 平成24年度就業構造基本調査(総務省統計局)

(ウ) ひきこもり

ひきこもり(※)に関して、平成28年度に県の機関へ相談されたのは162人(延べ1,318人)、とっとりひきこもり生活支援センターに相談されたのは105人(延べ1,444人)という状況で、相談件数は年々増加する傾向にあります。

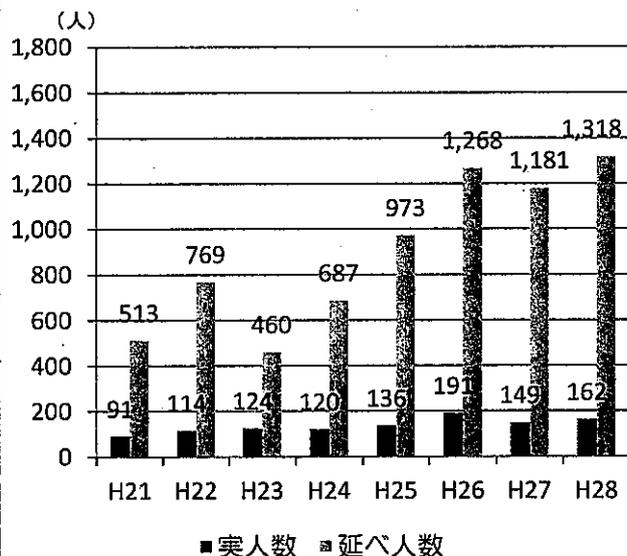
また、本人が相談を望まない場合も多いことがうかがえるため、本人への支援だけでなく、家族に対する支援も必要であると考えられます。

さらに、ひきこもり支援を行うにあたっては、発達障がいなど困難な状況の背景を理解した支援が必要と考えられます。

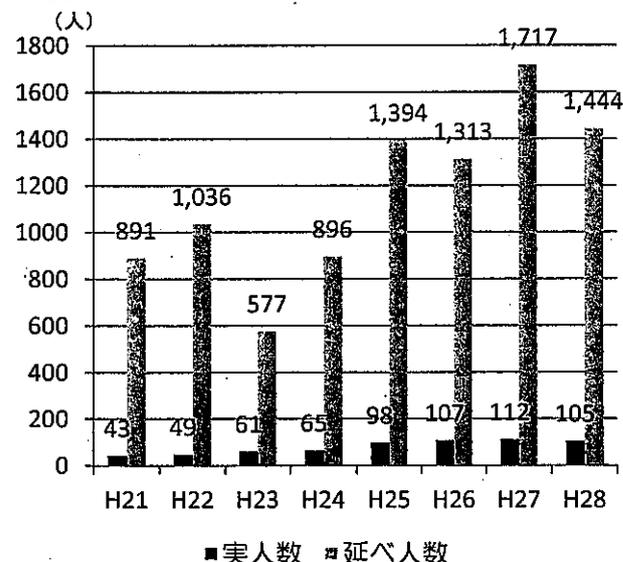
注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

ひきこもりに関する相談件数の推移（鳥取県）

県機関への相談人数



とっとりひきこもり生活支援センターへの相談人数



※県内におけるすべてのひきこもり相談の件数を表しているものではありません。

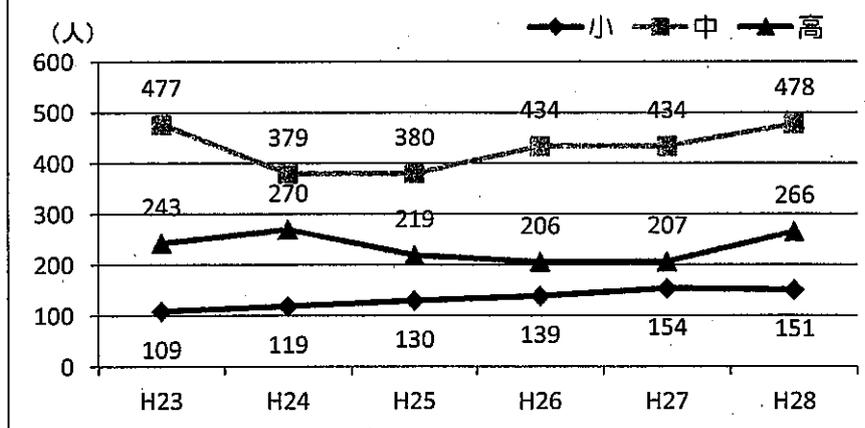
資料：鳥取県集計（平成28年度）

※ ひきこもりとは（「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における定義）就労、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。

（エ）不登校

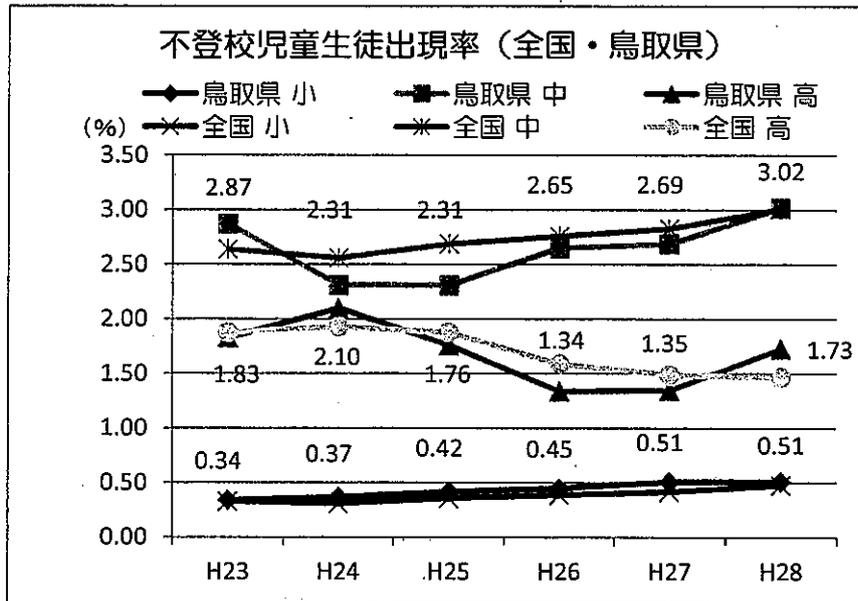
県内では小学校で151人、中学校で478人、高等学校で266人が不登校の状態にあります（平成28年度）。また、県内の不登校の児童生徒の出現率をみると、小学校・中学校では全国平均と同程度ですが、高等学校では全国平均を上回っています。

不登校児童生徒数の推移（鳥取県）



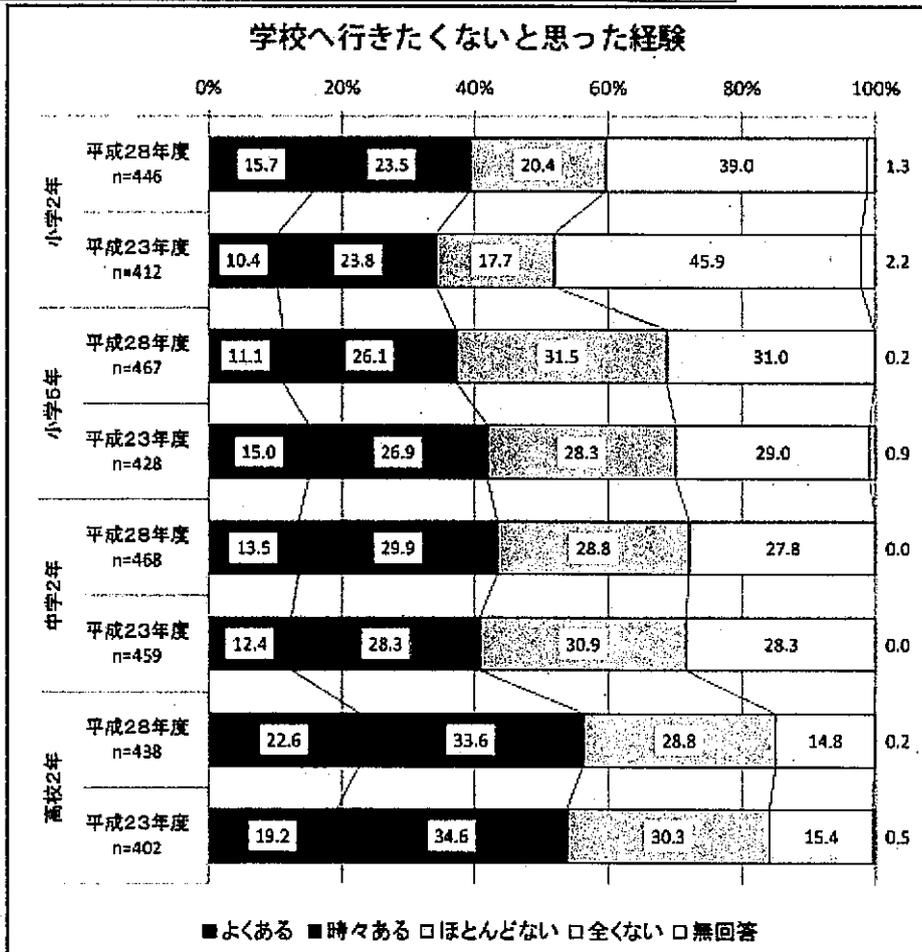
資料：鳥取県集計（平成28年度）

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。



資料：鳥取県集計（平成28年度）

また、意識調査では、学校に行きたくないと思った経験のある児童生徒が、小学2年、小学5年、中学2年の約4割程度、高校2年の5割以上を占めており、前回の調査と比べて小学5年以外で増加しています。



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

不登校をきっかけとしてひきこもりの状態になる場合もあり、学校や教育関係の機関だけでなく、それら以外の専門機関とも連携した支援が必要です。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(オ) 高校中退

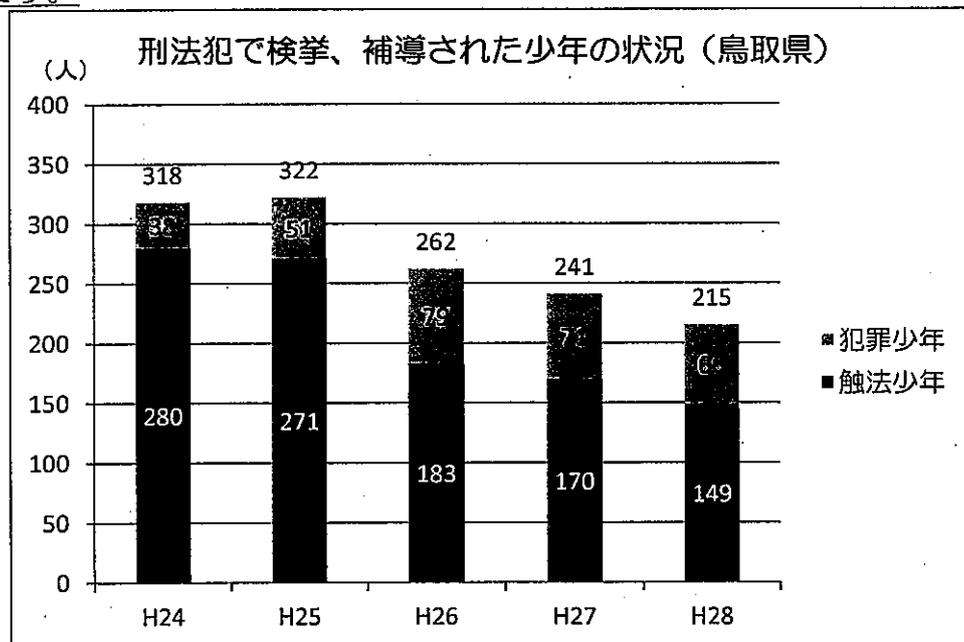
高等学校の中退率は全国的に減少傾向にありますが、平成28年度に県内の高等学校（公立及び私立。通信制課程を含む。）で218人の生徒が中途退学をしており、理由は、進路変更が最も多く35.3%、次いで学校生活・学業不適応が32.6%となっています(※)。

高校中退者の雇用環境は厳しいので、在学中に本人の適性にあった進路に向けた支援を図るとともに、相談窓口の周知が必要です。

※ 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」
文部科学省

(カ) 非行

平成28年中に刑法犯で検挙、補導された県内の少年の数は215人で、前年比-26人、-10.8%と減少傾向にあります。しかし、刑法犯少年の割合(※1)は4.6人で、全国平均(4.5人)よりも若干高い状況にあります。学識別にみると、刑法犯少年の中心は中学生、高校生で全体の約7割を占めます。非行の内容は初期型非行(※2)が7割を占めており、早い段階で非行少年の立ち直り支援を行うことで、本格的な非行に走ることを防ぐことが大切です。



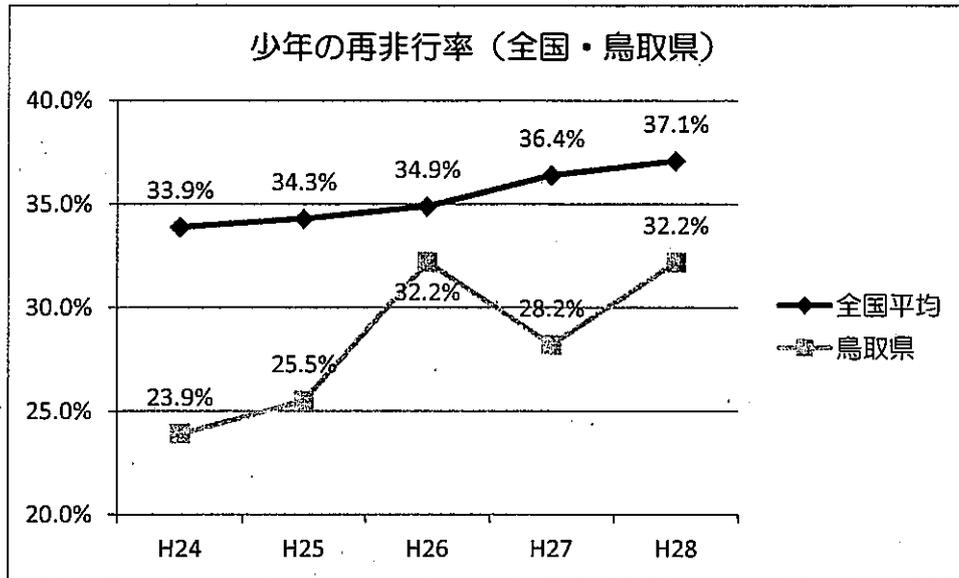
※犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

資料：鳥取県警察（平成28年）

また、県内の再非行率(※3)は32.2%と全国平均(37.1%)よりも低いものの、前年比4.0%増加しており、引き続き非行少年の立ち直り支援に取り組むことも必要です。(※3)

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。



※再非行率とは 刑法犯罪で検挙された少年のうち再び罪を犯した少年の割合

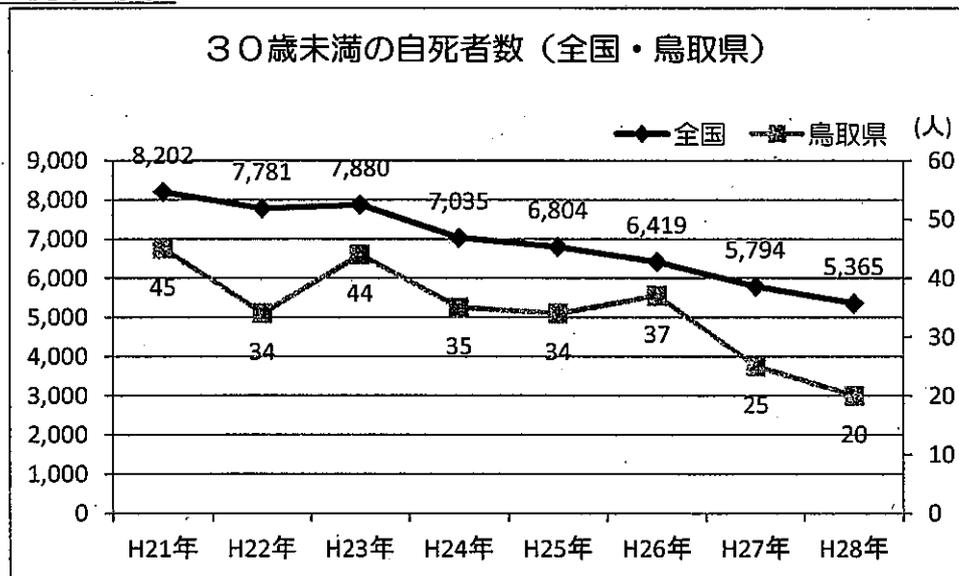
※1 少年人口（14～19歳）1,000人当たりの刑法犯少年数。

※2 初期型非行とは、万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領の4罪種で、他の本格的な非行への入口となりうる非行

※3 本項に記載の数値はいずれも平成28年鳥取県警察資料による

（キ）自死

鳥取県における30歳未満の自死者数は、全国と同様に概ね減少傾向にありますが、自死は10～30代の死因の1位であり、若年層に向けた自死予防対策が必要です。



資料：鳥取県集計（平成29年）

10～30代の死因の順位（鳥取県）

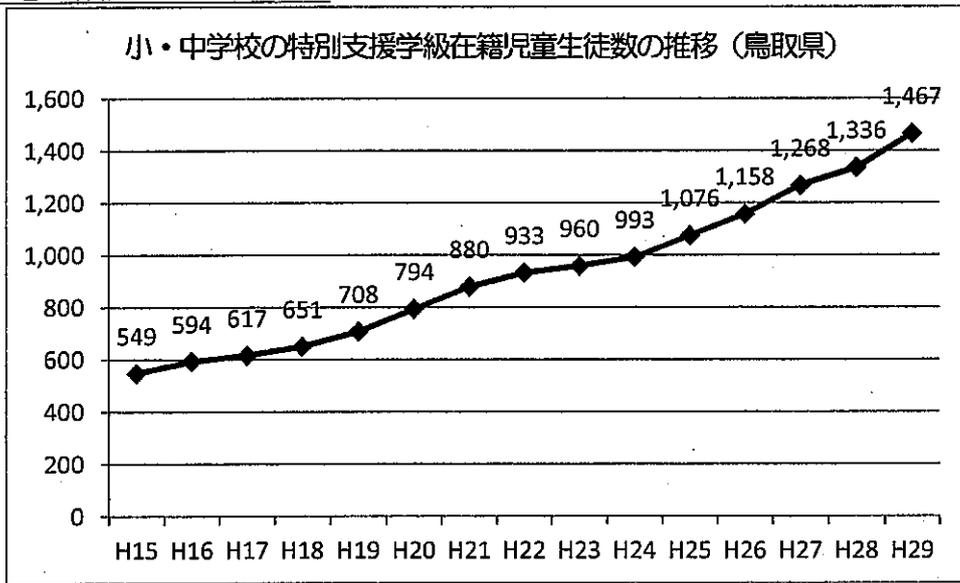
	第1位		第2位		第3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
平成28年度	自死	20	悪性新生質	18	不慮の事故	5
平成27年度	自死	25	悪性新生質	13	不慮の事故	12
平成26年度	自死	37	不慮の事故	19	悪性新生質	9

資料：鳥取県集計（平成29年）

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

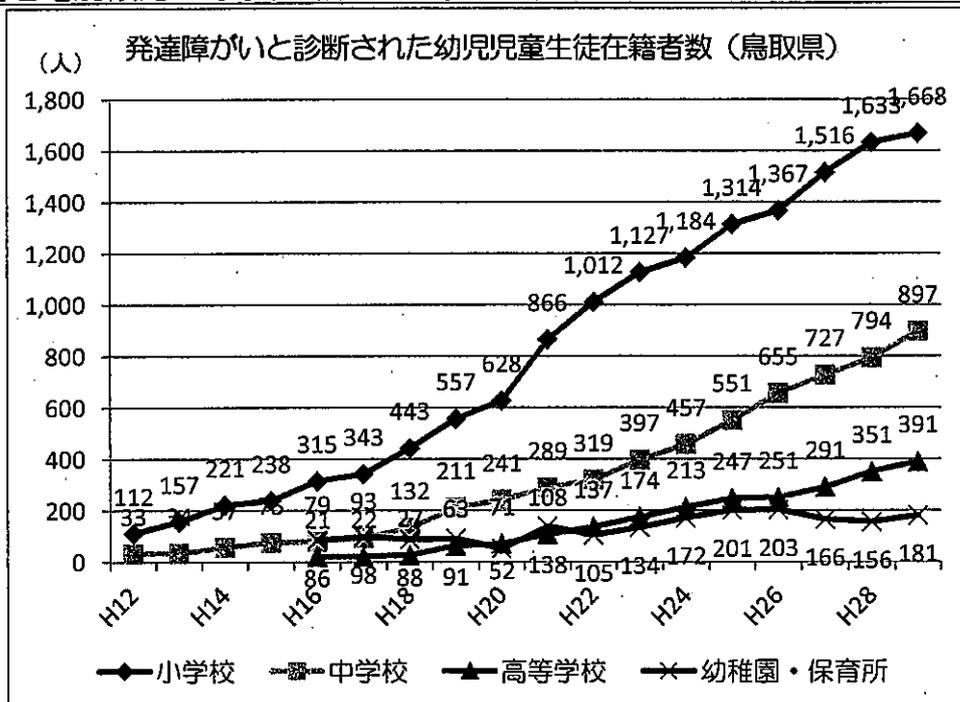
(ク) 障がいのある子ども・若者

県内小中学校における特別支援学級の児童生徒数は近年5年間で約1.5倍と増加傾向にあります。



資料：鳥取県集計（平成29年）

また、発達障がいと診断された児童生徒数も近年5年間で約1.4倍から2倍と増加傾向にあり、適切な指導・支援の充実が求められています。



資料：鳥取県集計（平成29年）

(ケ) 性的マイノリティの子ども・若者

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人のことを言い、LGBTという言葉で表すことがあります。「異性を好きになるのが普通」とか「心と体の性が異なることはない」という考え方の人が多い社会からみて少数派（マイノリティ）であるため、社会の中で生きづらさを感じています。多様な性のあり方があることをより多くの人々が認識し、理解が進むように啓発を行っていくことが必要です。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(コ) 異文化での暮らし

県内には平成28年末時点で約4,100人の外国人が言葉や生活習慣、文化などの違いの中で生活をされています。うち、0歳から29歳の若者は約1,500人です。地域で安心して暮らせるよう、相談体制やボランティア活動を充実し、多文化共生の社会づくりを進める必要があります。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

イ 取組の方向性と取組施策

様々な困難を抱える子ども・若者が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を目指します。

(ア) 子どもの貧困に関する支援

【取組の方向性】

経済環境など様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、学習環境や地域での居場所づくり、相談体制の整備、経済的支援等を行います。

また、保護者の就労は、生活の安定を図る上で重要であることはもちろん、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、教育的意義からも重要です。関係機関と連携しながら、保護者の就労支援の充実を図ります。

【取組施策】

●教育の支援

- ・子どもたちの放課後や土曜日等における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会を提供
- ・生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの高等学校等への進学率の安定・向上を目指し、小中学生を対象に学習支援を行う市町村の取組が県内全市町村で展開されるよう推進。
- ・子どもたちが抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門員による相談体制・支援体制を充実。特にスクールソーシャルワーカーについては、県内全市町村への配置を目指す。

●生活の支援

- ・低所得者世帯やひとり親家庭等の子ども達が、大人や友達と一緒に食事・勉強等の活動を行い、社会性や規則正しい生活習慣の取得、世帯の孤立防止等を推進するため、地域における子どもの居場所づくりを支援
- ・複合的な課題を抱える低所得者世帯やひとり親家庭等に対して、その世帯の子ども達も含めて、適切に必要な支援につながるように、包括的かつ伴走的に相談支援を行う体制の充実を図る。

●経済的支援

- ・勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料を減免
- ・高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給
- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校に通う市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給
- ・経済的理由で高等学校等での就学を断念しないよう、奨学金を貸与

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

- 高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実
- 鳥取県未来人材育成奨学金による奨学金返還の一部補助により、県内企業への若者の就職を促進

●保護者に対する就労の支援

- 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、各種就労支援機関等との連携による就労準備段階での支援、求職活動中の家賃相当額の給付など、きめ細かい支援を実施
- 県立ハローワークでそれぞれのかたの事情に即した働き方の提案
- 直ちに一般就労が困難な生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るために段階的な支援を行う就労準備支援事業が全市町村で展開されるよう推進

(イ) ニート、ひきこもりに関する支援

【取組の方向性】

各種調査結果や関係機関との情報交換などから実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、本人が相談機関に来ることが難しいケースが多いことが見込まれるため、保護者に対する情報提供や相談機関のPRに取り組みます。

【取組施策】

●適性にあった進路に向けた支援

- 社会参加への自信を持たせるための職場体験の実施（ひきこもり対策推進事業）
- 多様なニーズに対応した中間的就労(※)の場の創出に係る検討

●相談・支援機関の周知

- 相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）

(主な相談機関と支援の内容)

ニートなど

- 若者サポートステーションによる社会参加や就職に向けての助言、職場体験など
- 県立ハローワーク、ハローワークによる就職に関する情報提供、助言、職業訓練など

ひきこもり

- 各市町村、各福祉保健局、鳥取市保健所（仮称）、精神保健福祉センター、ひきこもり生活支援センターでの相談、家族の集い、就労体験など

※ 中間的就労とは

一般就労といわゆる福祉就労との間に位置する就労の形態

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(ウ) 不登校に関する支援

【取組の方向性】

不登校に関する調査や分析を行い、不登校の防止や学校復帰、社会自立に向けた取組を、教育委員会や学校以外の専門機関とも連携しながら総合的に実施します。また、不登校の生徒の居場所づくりに取り組みます。

【取組施策】

- 不登校の早期発見、早期対応、未然防止の取組
 - ・県立高等学校等においては、心理検査のひとつであるhyper-QU検査(*)を年2回実施し、悩みや困り感等を抱えている生徒の早期発見、早期対応に活用。また、高等学校の教員を対象にhyper-QU活用研修会を年1～2回実施
 - 不登校の状態にある生徒に対する支援
 - ・教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して、困難な状況にある本人や家族への身近なところでの相談・支援を充実
 - ・不登校に関する調査の実施や専門機関と連携した対応など総合的な対策の実施
 - ・小中学校での不登校経験者などが少なからず在籍する定時制・通信制の高等学校で「集団生活体験及びコミュニケーション能力の育成」「生活体験及び社会体験活動の充実」「基礎学力の充実」のための事業を行うなど、教育内容を充実
 - 相談・支援機関の周知
 - ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）（再掲）
(主な相談機関と支援の内容)
いじめ・不登校総合対策センターによる、相談、助言、教育支援センター（ハートフルスペース）における体験活動及び学習支援など
- ※ hyper-QUとは
学校生活意欲、学級満足度、対人関係を築く際に必要なソーシャルスキルの3つの尺度で構成された心理検査で、よりよい学級集団づくりや、不登校などの予防と対策として生徒一人一人に適切な対応を図ることに活用できるとされている。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

(エ) 高校中退者への支援

【取組の方向性】

各種調査等の実施により実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、新たな進路に進む際に支援が必要になった場合、どこに行けばよいかなどの情報が本人や家族に届く広報を推進します。

【取組施策】

- 適性にあった進路に向けた支援
 - ・若者サポートステーション等での相談や支援の充実、学び直しや進路に関する情報の提供
 - ・県立ハローワークでの適職診断や仕事の選び方などの就職相談
- 相談・支援機関の周知
 - ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（再掲）

(オ) 非行の防止、立ち直りの支援

【取組の方向性】

非行の入り口となる、深夜徘徊等を防止する取組や、非行からの立ち直りの支援を推進します。

【取組施策】

- 非行の防止
 - ・街頭補導などを行う県内の少年補導センターの活動への助成
 - ・児童・生徒を対象とした非行防止教室の実施
 - ・深夜営業事業者と協力した、保護者、青少年への深夜外出規制の啓発
- 相談・支援機関の周知
 - ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）（再掲）

(主な相談機関と支援の内容)

警察本部少年サポートセンター、児童相談所における、相談、学校や家庭と連携した生活立て直しへの支援など

(カ) 子ども・若者の自死を防ぐ

【取組の方向性】

10～30代までの若者の死因の1位が自死となっている深刻な状況に鑑み、講座や相談窓口の周知により自死予防を促進します。

【取組施策】

- 若年層に向けた自死予防対策
 - ・企業や教育機関向けにメンタルヘルス出前講座を実施
 - ・自死予防リーフレット、パンフレット等を配布し、思春期・青年期を対象に重点的にうつ病の相談窓口等を周知・啓発を行う
 - ・大学や専門学校等で学生を支援する担当職員を対象とした自死対策研修会を開催し、学生へのケアや相談支援等を行う
 - ・大学祭などのイベントでのストレスチェックの実施

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

●インターネット上の危険への対策（再掲）

- ・ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する講演会などの実施
- ・関連機関が連携し、店舗や街頭におけるペアレンタルコントロールの周知・促進活動の実施
- ・学校教育における情報モラル（メディアリテラシー）に関する学習
- ・講師派遣によるPTAや地域の大人を対象とした研修会の実施

(キ) 障がいのある子ども・若者への支援

【取組の方向性】

障がいのある子ども・若者の自立や社会参加に向けて、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、障がいの特性に配慮した支援を行います。また、発達障がいのある子ども・若者に対しては、医療・保健・福祉教育関係機関が連携し、発達の段階に応じた適切な支援を行います。

【取組施策】

●障がいのある子ども・若者への支援

- ・障がいのある児童生徒に対する指導・支援をはじめ、学校における特別支援教育を引き続き推進するとともに、児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる文化・芸術活動の推進・充実
- ・県内のLD等専門員の活動の充実、センター的機能の充実、各学校における児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援の充実

(ク) 性的マイノリティの子ども・若者への支援

【取組の方向性】

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている方等、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。

【取組施策】

●性的マイノリティの方等に対する理解促進

- ・テレビ・ラジオや情報誌等の媒体により、広く性的マイノリティの方への理解を深めるための周知・啓発を行う
- ・保健、医療、福祉、教育関係者等に向けて、研修会を開催
- ・リーフレットやバッジの配布により性同一性障害への理解を促進

(ケ) 地域で暮らす外国人の子ども・若者とその家族への支援

【取組の方向性】

地域で暮らす外国人の子どもたちが学校・地域間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。多文化共生に関する意識啓発や国際理解と基礎的体制づくりを推進します。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

【取組施策】

●日本語学習支援

- ・地域で暮らす外国人の子どものための日本語クラスの開催など

●情報提供・相談対応

- ・外国人が日常生活を送る上で必要な情報をメールマガジンの配信やホームページにより多言語で提供
- ・日常生活上のトラブル、育児や教育の悩み等に関する相談対応の充実、通訳ボランティアの派遣

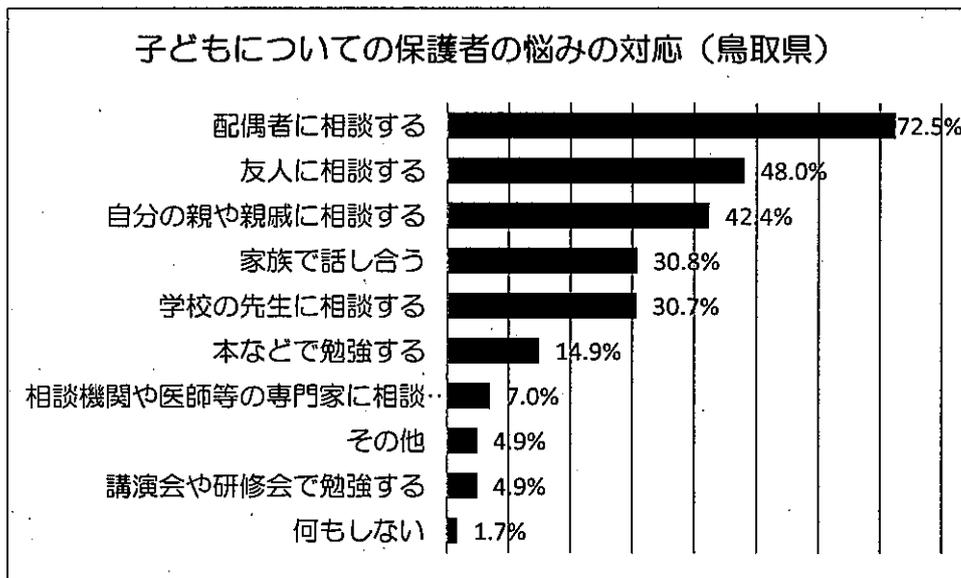
注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

2 困難な状況からの自立 (2) 支援の質の向上

ア 現状・課題

(ア) 困難を抱える子ども・若者の相談窓口

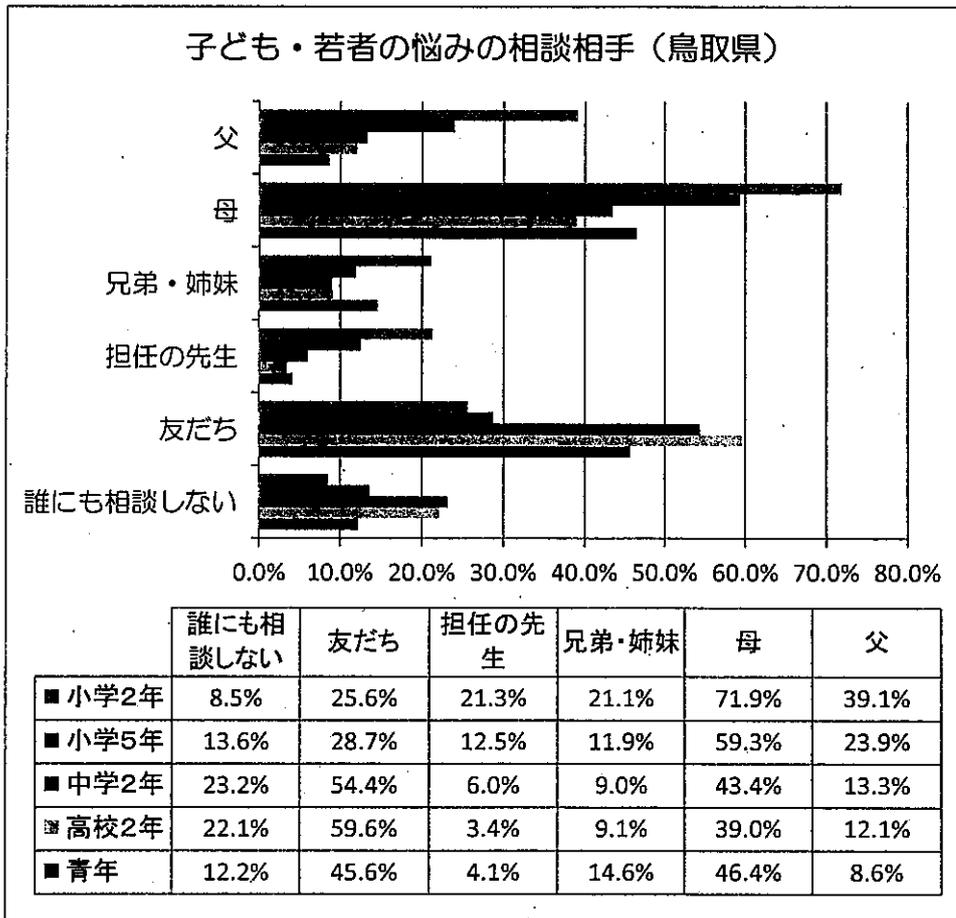
意識調査によると、保護者が子どもについて困りごとがある場合は、配偶者に相談するかたが7割程度、友人に相談するが5割程度、親や親戚・家族・学校の先生に相談するかたがそれぞれ3～4割程度あるのに対し、相談機関や専門家へ相談するとした保護者は1割に満たない状況です。



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

同じく意識調査の結果によると、児童生徒や若者の場合、悩みがあるときは多くが家族や友だちに相談すると答えた方が多かった一方で、「誰かに相談しようとは思わない」との回答が1～2割、「相談相手がない」との回答も5%程度あり、誰にも悩みを相談できない児童生徒や若者が少なからずいる状況がうかがわれます。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。



※複数回答、21の選択肢から主な6項目を抽出

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（平成28年度 鳥取県）

（イ）困難の背景に応じた支援

困難な状況はその背景に、病気や家庭の状況などの様々な課題が存在するケースがあるため、それらを十分に理解したうえで適切な支援を行うことが求められています。

例えば、乳幼児期に発達障がいであることが分かった場合は、適切な支援が行われるように体制が整備されてきていますが、発達障がいに気づかないまま成長し、青年期を迎えたかたについては、その人の障がい特性を十分に理解しなければ、就業などについて適切な支援が行えない恐れがあります。

（ウ）困難を抱える子ども・若者の支援機関の連携

児童相談所が取り扱うケースは18歳までの「児童」、教育委員会の支援対象は「児童生徒」というように、法律や制度によって各支援機関の対象が異なるために、年齢や高校中退で学校から離れる等、条件が合わなくなると支援が受けられなくなる恐れがあります。

また、子ども・若者の抱える困難が多様化・複雑化しており、本人や家族も含めて多面的な支援が必要とされ、単独の機関のみで対応することが難しい例が見受けられることから、教育、保健、福祉、医療などの複数の専門機関による多面的な支援が必要です。

イ 取組の方向性と取組施策

困難な状況にあるときに、年齢や状況に応じて適用される制度や法律が切り替わっても、適切な支援を途切れずに受けられる状態を目指します。

(ア) 相談機関の活用

【取組の方向性】

子ども・若者が困難な状況にあるときに、本人や家族が適切な相談を受けられるよう、相談機関のPRを進めます。

また、学校など、困難な状況にある本人や家族にとって身近なところで相談ができる体制を整備します。

【取組施策】

●相談・支援機関の周知・利用促進

- ・相談・支援機関の活動事例を紹介するセミナーの開催などによる利用の促進
- ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実。特に、保護者に届く情報提供の推進（再掲）

●相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを始め、困難な状況にある本人や家族に身近なところでの相談・支援を充実

(イ) 困難な状況の背景を理解した支援の実施

【取組の方向性】

相談や支援を行う機関においては、研修を充実し、障がいの特性に応じてより適切な支援を行うなど支援体制の強化を図ります。

【取組施策】

●研修内容の充実

- ・困難な状況の背景にある病気や障がい等を理解した対応ができるよう担当職員向け研修を実施

(ウ) 関係機関の連携

【取組の方向性】

本県はコンパクトな県であることにより、困難な状況にある子ども・若者や保護者の支援や相談を行う機関が相互に協力して支援に当たっていますが、最前線で支援に当たる職員が、より円滑に支援できる環境を整備できるよう、関係機関が情報共有する機会を設けるなど、支援機関の連携による重層的支援ネットワークづくりを進めます。

【取組施策】

●関係機関が連携した支援の推進

- ・関係する相談・支援機関を対象に、活動内容等の情報共有の機会を設け、支援担当者が一層連携しやすい環境づくりを推進
- ・関係機関の情報交換の結果などをもとに、ひきこもり、ニート、高校中退等の状態にある本人や家族への支援を展開
- ・市町村の担当者にも支援機関に関する情報提供を推進
- ・必要に応じた関係機関が集まって行う支援事例の勉強会を推進

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

- ・意見交換・情報共有の機会を設けるなど、幅広い支援機関による連携体制を構築

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

各種法令等による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳、女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕
労働基準法	年少者	18歳未満の者
勤労青少年福祉法	勤労青少年	〔法律上は規定なし〕※第9次勤労青少年福祉対策基本方針(平成23年4月厚生労働省)において、「おおむね35歳未満」としている。
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	子ども	法律上は規定なし 「子どもゆめ基金」については、おおむね18歳以下の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
(参考)		
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

子ども・若者に関する主な相談機関（相談内容別）

平成30年4月現在

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクシミリ番号
ニート	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-21-4140(ファクシミリ兼)
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-8766(ファクシミリ兼)
	県立鳥取ハローワーク(H30.7-)	鳥取市扇町	0857-36-4510・0857-36-4511
	県立八頭ハローワーク(仮称)	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076・0858-72-1099
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-47-4510・0858-26-7400
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ハローワーク根雨出張所	日野郡日野町根雨	0859-72-0065・0859-72-1371
	ヤングハローワーク 鳥取新卒応援ハローワーク	鳥取市扇町	0857-39-8986・0857-20-2552
ひきこもり	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2362・0857-28-8513
	とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222(ファクシミリ兼) 0857-30-1201・0857-30-1202
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-21-4140(ファクシミリ兼)
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-8766(ファクシミリ兼)
	鳥取市保健所(仮称)	未定	未定・未定
	中部総合事務所福祉保健局	倉吉市東巖城町	0858-23-3147・0858-23-4803
	西部総合事務所福祉保健局	米子市東福原	0859-38-2250・0859-34-1392
鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051	
不登校	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2362・0857-31-3958
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051	
高校中退	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2362・0857-28-8513
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-21-4140(ファクシミリ兼)
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-8766(ファクシミリ兼)
	県立鳥取ハローワーク(H30.7-)	鳥取市扇町	0857-36-4510・0857-36-4511
	県立八頭ハローワーク(仮称)		
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-47-4510・0858-26-7400
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	ヤングハローワーク	鳥取市扇町	0857-39-8986・0857-20-2552
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ハローワーク根雨出張所	日野郡日野町根雨	0859-72-0065・0859-72-1371
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

非 行 問 題 行 動	鳥取市少年愛護センター	鳥取市上魚町	0857-22-4318・0857-20-3364
	倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217・0857-23-1213
	米子市少年育成センター	米子市東町	0859-35-0852・0859-23-5414
	境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1014・0859-47-1109
	東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574(ファクシミリなし)
	西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574(ファクシミリなし)
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	鳥取県警察総合相談室	鳥取市東町	#9110(プッシュ回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110(代表・ファクシミリ兼)
	各警察署警察安全相談所		
	鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110(代表・ファクシミリ兼)
	郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110(代表・ファクシミリ兼)
	智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110(代表・ファクシミリ兼)
	浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110(代表・ファクシミリ兼)
倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110(代表・ファクシミリ兼)	
琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碓	0858-49-8110(代表・ファクシミリ兼)	
米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110(代表・ファクシミリ兼)	
境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110(代表・ファクシミリ兼)	
黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110(代表・ファクシミリ兼)	

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

子ども・若者に関する主な相談機関（相談機関別）

平成30年4月現在

名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号	相談区分				
			11 ト	ひきこもり	不登校	高校中退	非行・問題行動

□県立ハローワーク

県立鳥取ハローワーク(H30.7-)	鳥取市扇町	0857-36-4510	○			○	
県立八頭ハローワーク	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076	○			○	
県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-47-4510	○			○	
県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585	○			○	
県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395	○			○	

□ハローワーク

ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021	○			○	
ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609	○			○	
ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911	○			○	
ハローワーク根雨出張所	日野郡日野町根雨	0859-72-0065	○			○	
ヤングハローワーク 鳥取新卒応援ハローワーク	鳥取市扇町	0857-39-8986	○			○	

□若者サポートステーション

とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-21-4140	○			○	
よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-8766	○			○	

精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031		○		○	○
いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2362		○	○	○	
とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222 0857-30-1201		○			
鳥取市保健所(仮称)	未定	未定		○			
中部総合事務所福祉保健局	倉吉市東巖城町	0858-23-3147		○			
西部総合事務所福祉保健局	米子市東福原	0859-38-2250		○			
鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443		○	○		○

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

			二 一	不 登 校	高 校 中 退	非 行 ・ 問 題 行 動
□児童相談所						
福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460		○		○
倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152		○		○
米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020		○		○

□児童家庭支援センター						
子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153		○		○
児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306		○		○
児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085		○		○

□少年愛護・補導・育成センター						
鳥取市少年愛護センター	鳥取市上魚町	0857-22-4318				○
倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217				○
米子市少年育成センター	米子市東町	0859-35-0852				○
境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1014				○

□少年サポートセンター						
東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574				○
西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574				○

鳥取県警察総合相談室	鳥取市東町	#9110(プッシュ 回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110				○
------------	-------	---	--	--	--	---

□各警察署警察安全相談所						
鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110				○
郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110				○
智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110				○
浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110				○
倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110				○
琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碓	0858-49-8110				○
米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110				○
境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110				○
黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110				○



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

注：下線部は、前回のプランから変更・修正があった主な箇所です。

とっとり若者自立応援プラン 改訂版

平成30年3月

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7076

ファクシ 0857-26-7863